

吉田修さん、再び無罪判決

4/17加茂生コン事件差戻し審(大阪高裁)

●安井さんには有罪判決

4月17日午後、加茂生コン事件差戻し審の判決が大阪高裁であった。(第3刑事部石川恭司裁判長)

吉田修さんはふたたび無罪、他方で安井雅啓は懲役6月、執行猶予3年だった。

加茂生コン事件では一審判決(2020年12月、京都地裁)が安井さん懲役1年、吉田さんが懲役8月、両名とも執行猶予3年だった。控訴審判決(2021年12月、大阪高裁)は安井さんが罰金30万円、吉田



安井さん(写真右)と吉田さん(判決後の報告集会で)

さんが逆転無罪。そして、組合と検察双方が上告した最高裁判決(2023年9月)が両名の高裁判決を破棄して、審理を大阪高裁に差戻すという経過をたどってきた。

●12月4日の言動は害悪の告知

大阪高裁判決も就労証明書の作成義務はあるという前提に立つ判断を示した。

そして、11月27日、村田保美専務が木津川市役所との電話で作成・提出を求められた直後に体調不良を訴え、救急車を呼んだ以降の組合の言動を脅迫にあたるとした一審京都地裁判決の判断は不合理であり、組合の言動が特に威圧的だったとは認められない、その態様が執拗といえても直ちに社会的相当性を欠くことにはならないとした。

しかし、12月4日の松尾と安井が声を荒げた言動は害悪の告知に当たり、社会通念上受忍すべき限度を超えていたとして、安井さんを懲役6月、執行猶予3年とした。一方、吉田さんについては、松尾、安井両名の言動の際には加茂生コン事務所内におらず、共謀も認められないから無罪とした。

●不当労働行為事件としての判断が欠落

今回の判決の特徴は、加茂生コン事件が組合排除の強固な意志に貫かれた不当労働行為事件であることの事実認定と判断が欠落している点にある。タイムレコーダー撤去、雇用関係の否定と団交拒否、一方的な工場閉鎖通告、そして、村田保美専務が組合を翻弄する不誠実対応をくり返したことなど、弁護団が補充書で強調した事実と主張をほぼ無視して判決は書かれている。

肝心な労働組合の活動としての正当性判断はわずか10行ほど。「訪問・要求行為には正当な目的があったといえる」、「しかし、松尾と安井の発言等の行為は村田保美に対する脅迫に当たり、社会通念上受忍すべき限度を超えたものと認められるから、暴力の行使として許されず、正当な行為とみることはできない」というものである。不当労働行為に抗議した言動がなぜ暴力の行使なのか、なぜ不当労働行為をくりかえしが側が被害者なのか。疑問だらけだ。

これからまた、長いたたかいがはじまる。